

グループホームまっさきの宿 利用料金表

介護度	家賃	食材費	光熱水費	介護保険自己負担(1割負担)								計
				認知症共同生活介護	医療連携体制加算(1)	サービス提供体制強化加算(1)	認知症専門ケア加算1	口腔衛生管理体制加算	協力医療機関連携加算	認知症対応型科学的介護推進体制加算	介護職員等処遇改善加算 Ⅰ 18.6%	
要支援2	1,100×30日 33,000	1,230×30日 36,900	500×30日 15,000	749×30日 22,470	37×30日 1,110	22×30日 660	3×30日 90	30×1月 30	100×1月 100	40×1月 40	4,351	112,641
要介護1	1,100×30日 33,000	1,230×30日 36,900	500×30日 15,000	753×30日 22,590		22×30日 660	3×30日 90	30×1月 30	100×1月 100	40×1月 40	4,579	114,099
要介護2	1,100×30日 33,000	1,230×30日 36,900	500×30日 15,000	788×30日 23,640		22×30日 660	3×30日 90	30×1月 30	100×1月 100	40×1月 40	4,775	115,345
要介護3	1,100×30日 33,000	1,230×30日 36,900	500×30日 15,000	812×30日 24,360		22×30日 660	3×30日 90	30×1月 30	100×1月 100	40×1月 40	4,909	116,199
要介護4	1,100×30日 33,000	1,230×30日 36,900	500×30日 15,000	828×30日 24,840		22×30日 660	3×30日 90	30×1月 30	100×1月 100	40×1月 40	4,998	116,768
要介護5	1,100×30日 33,000	1,230×30日 36,900	500×30日 15,000	845×30日 25,350		22×30日 660	3×30日 90	30×1月 30	100×1月 100	40×1月 40	5,093	117,373

* 入居一時金は不要です。

* 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善の為の措置が事業所に活用されるよう推進する観点から令和6年6月より「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。（18.6%）

* 食費は一日単位でご請求させていただきます。

初期加算		入居された日から30日間	30円/日
ベッドレンタル料金			
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から現行の介護職員処遇改善加算を1本化する	加算単位数＝（基本サービス費＋各種加算）×18.6% 料金表を参照（小数点以下四捨五入）
看取り介護加算		医師が回復の見込みがないと診断した利用者の介護に係る計画が作成され、医師・看護師・介護職員などが共同して利用者や家族に説明を行い、同意を得て介護が行われている場合に算定いたします。	
		・死亡日45日前～31日前	72円/日
		・死亡日30日前～4日前	144円/日
		・死亡日前日及び前々日	680円/日
		・死亡日	1,280円/日
退居時相談援助加算		退居後居宅へ戻り、在宅サービス又は地域密着型サービスを利用される場合の相談援助を受けられた場合、1回を限度とし加算されます。細かな基準がありますので、居宅へ戻る為に退居される場合に詳しくご説明致します。	400円（1回のみ）
令和3年度加算	入居者の入退院支援の取り組み	ア.入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者様について、退院後の再入居の受け入れ体制の整備に対して、1月に6日を限度とし一定単位の算定をいたします。	246円/日
		イ.医療機関に1カ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定をいたします。	30円/日
	介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みの推進	CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を推進する。	40円/月
	緊急時の宿泊対応の充実	地域における認知症ケアの拠点として在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズを受け止める	90円/日
令和6年度新規加算	退居時情報提供加算	入所者の入院時に施設等が把握している生活状況等の情報提供を更に促進する観点から、入院した際、生活支援上の留意点や認知機能等に係る情報を提供した場合に加算致します	
	認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐ為あるいは出現時に早期に対応する為の平時からの取組をチームケアを実施し、カンファレンスの開催、計画の作成評価を定期的に行う方が加算対象となります。	
	新興感染症等施設療養費	入所者が厚労省の定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者棟に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として加算致します。	

※上記令和3年度・6年度新規加算については、該当者様のみ算定させていただきます。